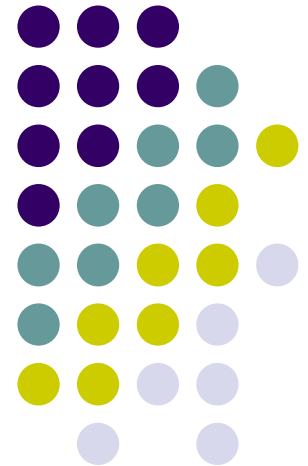


企業による農業分野での障害者の 働く場づくりの意義と課題

(農福連携に取り組む企業に関する研究成果報告)

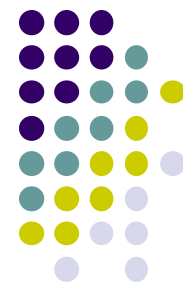
農林水産政策研究所
企画広報室長 兼 首席政策研究調整官
吉田 行郷





I はじめに

- ◆ 農林水産政策研究所では、平成19年度から、研究チームを編成し、社会福祉法人等の農業分野への進出、障害者の農業分野での就労といった「農福連携」について研究を開始。
- ◆ 研究の成果として、これまで研究成果報告書4冊、査読付き学会報告論文7本を発表するとともに、農福連携セミナー&シンポジウムを4回主催し、農福連携推進のための情報を発信。
- ◆ 地方農政局、地方公共団体、JA、福祉関係の団体・法人等からの要請を受けて、東京だけでなく地方でも講演を実施（29年度実績31回、30年度は1月末現在18回）。
- ◆ 本年度の活動の集大成として、本日、農福連携シンポジウムを開催。



農林水産政策研究所では、「農福連携」を以下の4つパターンで整理して研究を実施。

1. 農家と社会福祉法人等の連携による障害者の居場所作り
2. 障害者の就労の場作りのために、農業に進出した障害者福祉施設
3. 障害者によるお手伝い等を機に障害者雇用を本格化させた農業法人
4. 障害者雇用のために農業に本格的に参入した企業の子会社

※ このほか、障害者等のリハビリのための「園芸療法」等のケア・プログラム的な取組も増加している。

◆ 農林水産政策研究所における農福連携に取り組む企業に関する研究のこれまでの経緯



2012年10月 「**特例子会社**の農業分野への進出の現状と課題について」（農村活性化プロジェクト研究資料第5号）

2014年 6月 「農業分野に本格進出した**特例子会社**の実態と課題」（吉田・香月・吉川、農業経済研究 第86巻第1号）

2017年 9月 「**企業出資の障害者福祉施設**の農業分野への進出－農業分野に進出している社会福祉法人等、特例子会社との比較から－」（平成28年度行政対応特別研究〔農福連携〕研究資料）

2018年 3月 「**企業出資の障害者福祉施設**の農業分野への進出の意義と課題－農業分野に進出している社会福祉法人等、特例子会社との比較から－」（吉田・小柴・石橋、農業経済研究 第89巻第4号）

→ 今回は、その後の**法定雇用率の上昇**、**農業への企業参入の更なる増加等の情勢変化**も踏まえて、分析を深め、**今後の可能性**を考察する。

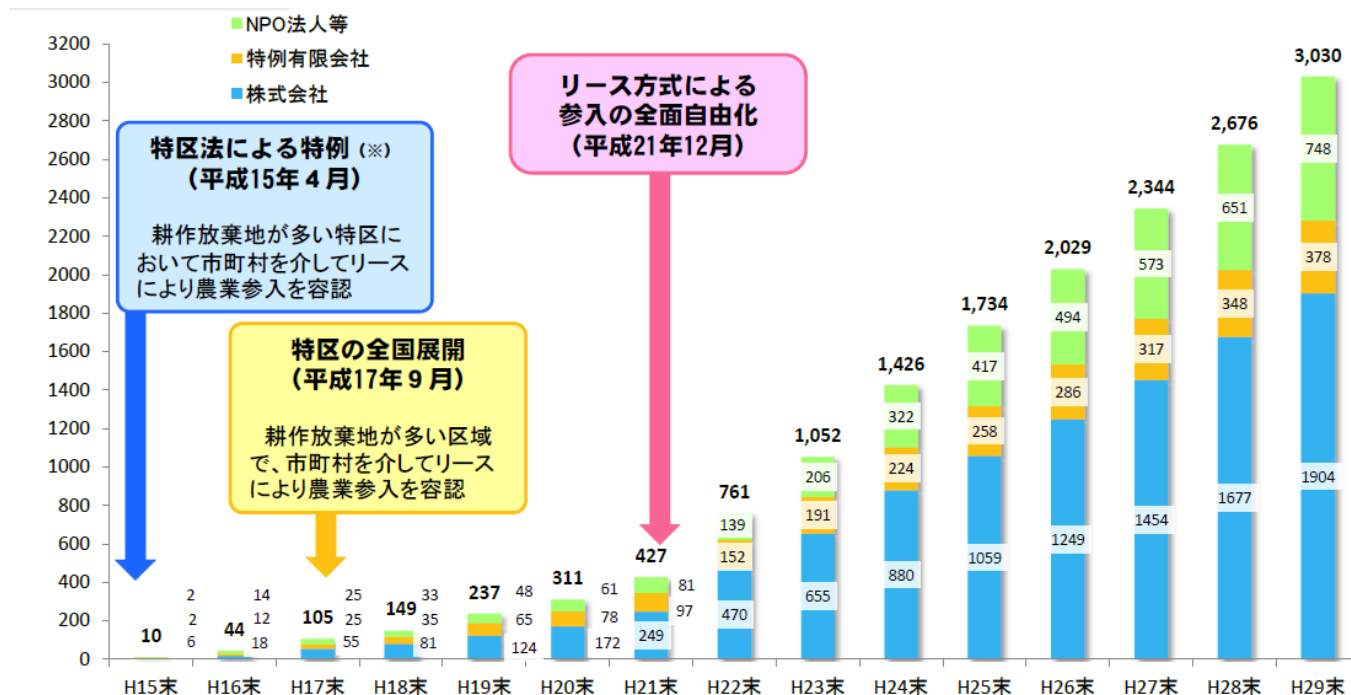


Ⅱ 企業による農業参入の全国的な 動向（特例子会社、企業出資の障害 者福祉施設を中心に）

1. 増加する農業への法人参入



図 農業に参入した一般法人数の推移



※ 構造改革特区制度により、遊休農地が相当程度存在する地域について、市町村等と協定を締結し、協定違反の場合には農地の貸付契約を解除するとの条件で、農業生産法人（当時の名称）以外の法人のリースによる参入を可能とした（農地法の特例）

資料：農林水産省経営局調べ（平成29年12月末現在）

- ◆ 平成21年の農地法改正（平成の農地改革）によってリース方式による参入が全面自由化。
- ◆ 改正後はリース方式による参入法人が大きく増加し、平成29年度12月末で3,030法人が農業参入（うち株式会社は1,904社）。

2. 農業参入から5年以内に黒字化する企業は4割を下回る

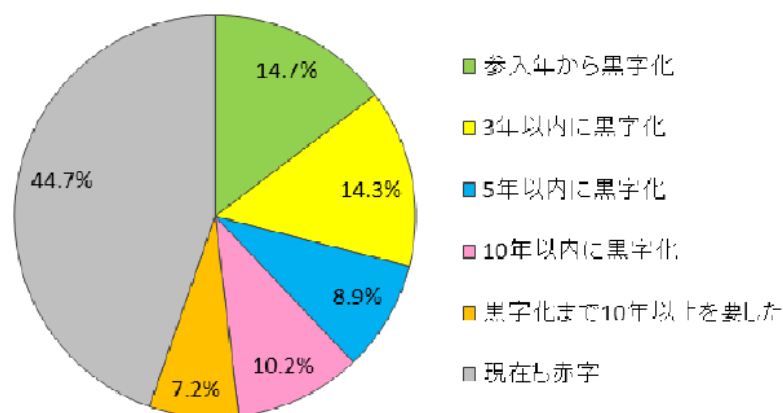


◆ 「既に参入している」と回答した食品企業に対して、農業部門が黒字化するまでに要した期間を聞いたところ、**5年以内に黒字化**した企業は37.9%と**4割を下回る**。

赤字企業の割合は、前回調査(平成22年)では**食品製造業で67%**であったのが今回の調査では、**食品企業で45%**となった。

アンケートからは「**作付から収穫まで年1回転**であり**作業の習熟に時間を要した**」「**本業の安定的な稼働が目的であり、農業部門のみでの採算は意識していない**」などの声も聞かれた。

○農業参入後、農業部門が黒字化するまでの期間について（今回初調査）
※回答者：「既に参入している」と回答した企業



3. 特例子会社制度の導入と、企業出資の障害者福祉施設を認定する運用見直し



- ◆ 1976年に身体障害者の雇用が義務化(※1)されたが、当時、法定雇用率1.5% (2018年4月から2.2%)を達成する企業の増加率が伸び悩む中、1987年に特例子会社制度(※2)が法制化。これ以降、特例子会社の設置数が増加。
- ◆ 2006年に施行された障害者自立支援法の制定を受け、同年に企業による障害者福祉施設の第1号が認定され、以後、営利企業や生活協同組合がCSR(※3)活動の一環として、障害者福祉施設を開設するケースが増加。

※1 従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者の割合を「法定雇用率」以上にする義務(1998年に知的障害者、2018年に精神障害者が雇用義務の対象に追加。2018年4月から、従業員45.5人以上雇用している企業は、障害者1人以上雇用する必要)。

※2 特例子会社:障害者の雇用環境を整備するなど一定の要件を満たしたと認定された会社で雇用した障害者は、親会社の障害者雇用の実績としてカウントされる。

※3 「Corporate Social Responsibility」の略称で、「企業の社会的責任」の意味。

4. 特例子会社、企業出資の障害者福祉施設の農業分野への進出状況

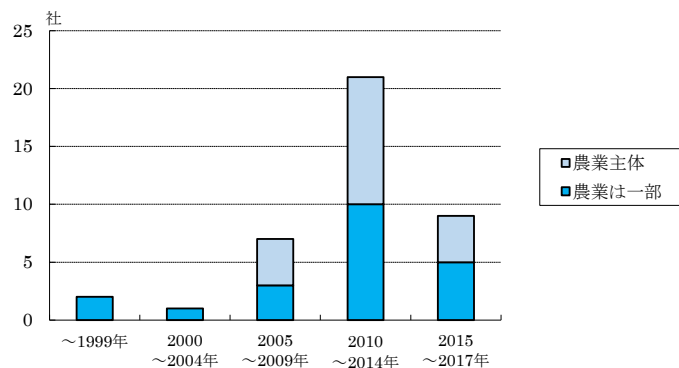


図 認定年別にみた農業分野に進出している特例子会社数

資料:2018年6月現在、農林水産政策研究所が各社のホームページ等から集計した結果である。
 注1:基本的には農業開始年で整理しているが、農業開始年が不明な会社は認定年でカウントした。
 注2:農業を止めた会社が2社あるが、上記ではカウントしていない。

- ◆ 2017年6月1日時点の特例子会社数は464社(2013年の380社から84社増加)。うち、農業分野に進出している特例子会社は少なくとも40社。2008年以降は、農業主体の会社が増加。

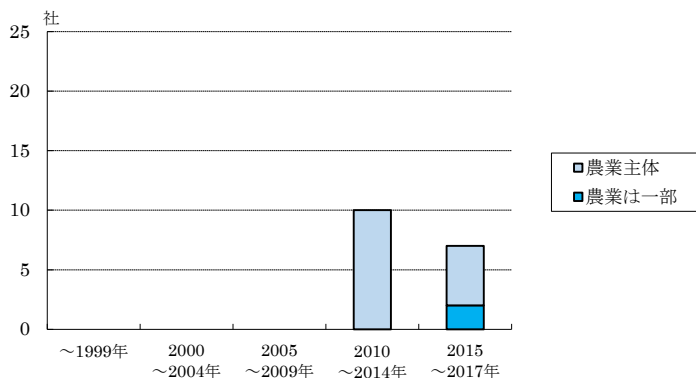


図 認定年別にみた農業分野に進出している企業出資のA型事業所数

資料:2018年6月現在、農林水産政策研究所が各社のホームページ等から集計した結果である。
 注:農業は一部とした事業所は、親会社が企業によるA型事業所で、そこから障害者が派遣される先として農業法人を立ち上げた事例と、農業のほか、宅配水製造、農産物の集荷・選別・出荷を行っている事例である。

- ◆ 企業出資の障害者福祉施設(就労支援事業所18,288のうち営利法人が経営主体の事業所は5,005まで増加)のうち、農業分野で障害者雇用に取り組む施設も増加し、17施設を把握。そのほとんどが農業を主体としている。

5. 農業分野に進出してきている特例子会社の特徴



表 特例子会社の農業活動等の取組状況

	露地野菜＋施設園芸	水耕栽培		水耕栽培＋特用林産物 ＋露地野菜	農作業請負
	タマアグリ	ハートランド	クボタサンベジ ファーム	センコースクール ファーム鳥取	ひなり 浜松事業所
所在地	福岡県筑後市	大阪府泉南市	大阪府河南町	鳥取県湯梨浜町	静岡県浜松市
子会社認定 年月	2009年6月	2008年3月	2011年2月	2011年1月	2010年5月
経過	法定雇用率達成及び社会貢献が目的	グループ内で2番目の特例子会社(農業専門)	グループ内で2番目の特例子会社(農業専門)	地域貢献、親会社事業の鳥取県進出	農業専門の事業所として設立
親会社(事業内容)	タマホーム (住宅建設・販売)	コクヨ (文房具製造)	クボタ (農業機械製造)	センコー (物流)	伊藤忠テクノソリューションズ (コンピューターネットワーク システム販売・保守)
従業員数	3,024	5,380	9,647	8,308	7,700
障害者雇用率	1.8%未満	2.3%	2.0%以上	1.8%以上	2.5%以上

資料：調査結果を基に農林水産政策研究所で作成。

注：データは、ハートランドとひなり浜松事務所は、2019年1月時点のもの。その他は、2011～2012年の調査時点のものである。

- ◆ 調査対象企業は、全て親会社の従業員数が3,000人を超える大企業。他の35社も大企業が多い。
- ◆ 農業が経営の中心の特例子会社の設置が一番古いところで2008年。その後、水耕栽培や援農事業で成功している事例をモデルにして、農業分野に進出してくる特例子会社が増加。
- ◆ 業種的には、農業や食品に関連がない業種からの参入が多い(食品製造業、食品流通業からの参入は40社中3社にとどまる)。調査対象企業では、設立の目的は、法定雇用率の達成とCSR活動の一環との回答が多い。

6. 農業分野に進出してきている企業出資の障害者福祉施設の特徴



表 企業出資の障害者福祉施設(障害者就労継続支援A型事業所)の立ち上げ、迎え入れ

タイプ	都道府県	事業所名	親会社、グループ企業	設立年	雇用障害者数	経営内容
I	北海道	(株)九神ファームめむろ	(株)クック・チャム	2012年	20	露地野菜作、野菜の1次加工
	三重県	(株)シグマサポート、シグマファームとういん	シグマグループ	2014年	11	野菜作(露地・施設)
	大阪府	(株)舞洲フェルム	(株)エクスプレス	2014年	13	野菜の水耕栽培
	長野県	(株)フジすまいるファーム飯山	(株)フジ	2016年	20(定員)	農産物の生産・加工・販売
	長野県	アルビスファーム信州なかの	アルビス(株)	2017年	9	野菜作(露地:ズッキーニ、玉ねぎ)
	広島県	(農)ハートランドひろしま	生活協同組合ひろしま	2010年	19	野菜作(施設・露地)
	大阪府	(株)いずみエコロジーファーム・ハートランド事業部	大阪いずみ市民生活協同組合	2012年	22	野菜作(施設・露地)
	岡山県	(株)コープファームおかやま、(株)ハートコープおかやま	生活協同組合おかやま	2013年	—	施設野菜作(トマト)
	福岡県	(株)アップルファーム	エフコープ生活協同組合	2015年	10	菌床シイタケ栽培
	奈良県	ハートフルコープよしの	市民生活協同組合ならコープ	2015年	12	水耕栽培、宅配水製造、農産物の集荷・選別・出荷

タイプ	都道府県	事業所名	親会社、グループ企業	設立年	雇用障害者数	経営内容
III	宮城県	(一社)ステージバス	舞台ファームグループ	2013年	22	農作業受託、農産物販売
	宮城県	(株)あすファーム松島、(株)アイエスエフネットライフ松島事務所	ISFネットグループ	2014年	20	野菜作(施設・露地)、水田作、観光農園、農産物加工
	新潟県	(株)たくみファーム、(株)アイエスエフネットライフ新潟	ISFネットグループ	2015年	20(予定)	野菜作(施設)、農産物加工
	愛媛県	(株)クック・チャム my mama	(株)クック・チャム	2010年	20	総菜加工、野菜作(露地・施設)
	兵庫県	森の木ファーム(株)	(株)森長組	2012年	34	菌床シイタケ栽培
IV	埼玉県	障害者就労継続支援A型事業所アスタネ	(株)ゼネラルパートナーズ	2015年	24	菌床シイタケ栽培
	熊本県	(株)スマイルファーム	(株)スマイルファクトリー	2015年	4	露地野菜、施設野菜、稲作

資料:長野県、新潟県の事例は各事業所のホームページより。大阪府の事例は『農と福祉の連携促進調査報告書』(一般財団法人大阪府むとり公社)より。他は農林水産政策研究所による聞き取り結果。

注:1) ゴシック太文字が継続支援A型事業所。

2) アイエスエフネットライフ松島事務所は、継続支援A型事業所のほか移行支援事業所(定員10人:雇用契約ではないが上記20人に計上)も併設。

I:地方公共団体が企業を誘致する形で設立された施設

II:生活協同組合が障害者福祉施設を設立することで会員である消費者にCSR活動をPRするという取組

III:企業グループがグループ内の農業法人に障害者福祉施設を併設するという取組

IV:障害者雇用に熱心な企業が自らの判断で障害者福祉施設を設立し営農を開始している取組

◆ 特例子会社とは違って中小企業も多く、また、17社中9社が食品の加工や販売を行う企業となっており、これらの企業では、自社農園で生産された農産物の原材料としての使用や販売を主目的の一つとして挙げている。

7. 農業分野に進出してきている特例子会社と企業出資の障害者福祉施設との経営作目の違い

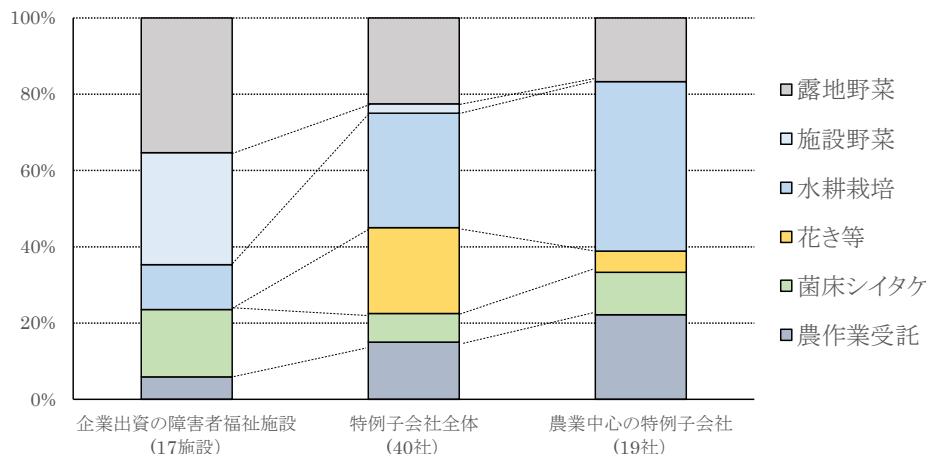


図 農業分野に進出している企業出資の障害者福祉施設と特例子会社の主たる経営部門の違い

資料：農林水産政策研究所の調査結果から筆者が集計。

◆ 企業出資の障害者福祉施設は、農業が主たる部門になっている施設がほとんど。

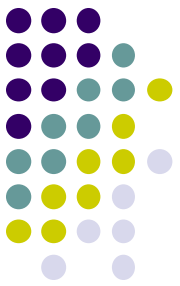
◆ 経営部門では、露地野菜作を中心にした施設が4割弱（6施設）、施設野菜作が中心であるが露地野菜も作付けている施設も加えれば9施設と全体の5割強。

◆ 農業分野に進出している特例子会社では、農業が経営の中心となっている会社は48%（障害者の職域の拡大の一環で農業に進出）。

◆ 経営部門では、水耕栽培を行う会社が12社と最も多い。ただし、農地法の改正を受けて露地野菜を作る会社も9社に増加。農作業を受託する会社も成功事例が横展開されて6社に。ただし、農業が中心の会社に限ると、水耕栽培、農作業受託の割合が増加し、露地野菜の割合が減少（障害者福祉施設と違って訓練等給付費を職員の給与に充てられないことも影響か）。



Ⅲ 農業参入した特例子会社、企業出資の障害者福祉施設の事例



1. 特例子会社（株）「ハートランド」（親会社コクヨ（株）、大阪府泉南市：水耕栽培）

表 コクヨの特例子会社概要

名称	コクヨKハート	ハートランド
設立 特例子会社認定	2003年9月 2005年4月	2006年12月 2008年3月
事業所の所在地等	大阪市東成区	大阪府泉南市 (事務所・農場) 府みどり公社造成の 農業団地分譲
資本金	9,000万円	100万円
事業内容	印刷・製本、カタログ等デザイン、名刺作成、POP作成、梱包・発送、事務機器の修理窓口、オフィスレイアウト、スキニング、各種データ入力等	農業 (野菜水耕栽培)
人員	101	19
障害者	53	7
身体	38	0
知的	3	5
精神	12	2

資料：ハートランドからの聞き取り調査による(2018年9月現在)。

◆ 既に、自社が外注していた印刷業務等を行う特例子会社1社がグループ内にあり、法定雇用率を達成。そうした中で、CSR的な活動としての位置付けで、知的及び精神障害者の新規雇用を目的に、2社目の特例子会社として「ハートランド」を2006年に設置し、水耕栽培に取り組む。

◆ 2000年以降、障害者福祉分野から水耕栽培で農業分野へ進出した幾つかの先行事例((有)野菜ランド立山等)があったことに着目し、水耕栽培を行うことを決定。

◆ 施設整備費は1億円で、農水省から半額補助を得ている。用地は、農業公園に隣接して大阪府みどり公社が造成・分譲した農業団地内に、同公社の幹旋を受けて確保。



ハートランドの水耕栽培施設

左上、右上写真:ハートランド株式会社提供



ハートランドの育苗施設

- ◆ 「ハートランド」はサラダホウレンソウの生産に特化しているのが特徴。
- 障害者は、収穫・調製、袋詰め等の手作業のほか、栽培パネル洗浄機、自動包装機等の多数の機械作業も実施。
- このため、機械作業にも対応可能な比較的能力の高い障害者を少人数雇用し、多様であるが、繰り返しの多い根気のいる作業を、それぞれの適性に応じて分担。



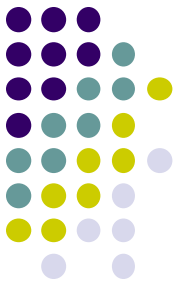
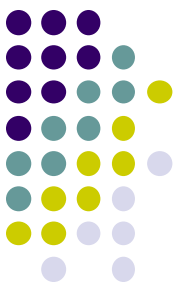


写真:出荷調製作業において
周囲の福祉施設から障害者を受け入れ

左写真:ハートランド株式会社提供

- ◆ 既に経常収支黒字を達成しており、一層の事業拡大で営業収支の黒字化が展望できる段階にあり、スーパーチェーンとの更なる取引拡大を模索中。
- ◆ 周囲の8ヶ所の障害者福祉施設から施設外就労の形で、延べ130人/週の障害者の受け入れを実施して連携を深めている。
- ◆ 障害者雇用で水耕栽培を行う会社が相互に連携(ハートフルアグリアソシエーション)することで、安定出荷・安定価格の実現を目指している。

その後、クボタ、大塚製薬、ヤンマー、楽天等11社の特例子会社が水耕栽培で農業に参入。



2. 特例子会社(株)「ひなり」(親会社 伊藤忠テクノソリューションズ(株)、静岡県浜松市:農作業受託)

① 取り組みの経緯

- ◆ 浜松市で、2005年に同市が事務局となって「ユニバーサル園芸研究会」を発足(その後「ユニバーサル農業研究会」に名称変更)。
- ◆ 同研究会は、認定農業者、農業参入企業、福祉団体、社会保険労務士、静岡県及び浜松市等から構成。障害者の農業参画をテーマに、事例紹介、研究活動、障害者の就労体験、講演会の開催等を実施。
- ◆ 2006年には「しずおかユニバーサル園芸ネットワーク」がNPO法人として認証され、静岡県から委託された「農業における就業者拡大事業」を開始。
- ◆ 同NPOでは、「特例子会社が農業分野において事業展開する場合の手法について」として、いくつかのモデルを提案し、自主事業として、特例子会社の農業分野への参入のコンサル業務も実施。
- ◆ こうした中で、2010年に、伊藤忠テクノソリューションズの特例子会社「ひなり」が、浜松オフィスを設けて農業分野での事業を開始。

② 農作業受託の展開状況

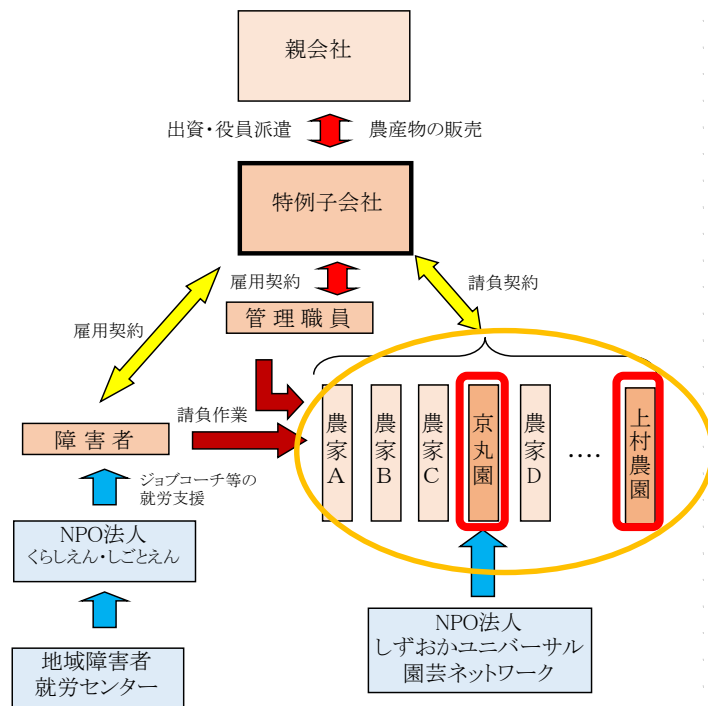


図 ひなり浜松事業所を中心とした地域の連携

資料:ヒアリング結果を基に、農林水産政策研究所が作成。

- ◆ **伊藤忠テクノソリューションズ**では、各オフィスに設置されているマッサージルームでのサービス提供、クリーニング業務等を行う**特例子会社「ひなり」**を2010年に設立。
- ◆ 同時に、**障害者雇用の拡大**のため、同社の**浜松オフィス**を開設し、障害者を現地採用して、**農業に付帯する軽作業**を地域の農家から**請け負う業務**を開始。

- ◆ **8軒の連携農家から障害者28人**で作業を請け負っており、**障害者3～4人に管理者1人の体制を基本**に、農家に出向いて作業を行い、**農業技術については、管理者と障害者が一緒に作業を行う中で、連携農家から習得。**

③ 事業の成果と課題

「ひなり」が
作業を請け
負うことで規
模拡大が可
能に



京丸園の水耕栽培施設における収穫作業

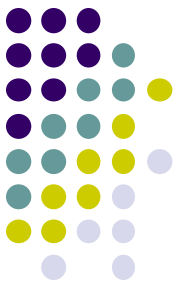


上村農園のアスパラガス栽培施設

収穫量の
1/3(調製も
含めれば
1/2)を「ひな
り」に依存

- ◆ 「京丸園」では、障害者を独自に25人雇用して、姫ちんげんさい等の水耕栽培を実施。「ひなり」が、毎日(年末年始を除く)、収穫・定植作業を請け負うことで(5～6人の障害者と1人の管理者)、施設規模を拡大。
- ◆ 「上村農園」では、耕作放棄地でアスパラガス、露地野菜を栽培。「ひなり」が週5日圃場整備～収穫迄の作業を請け負うことで、規模拡大が可能に。
- ◆ 多様な経営の連携農家の作業を請け負うことによって、ほぼ周年で障害者の業務確保を実現(収支は親会社の持ち出しに依存)。今後、現行システムの安定化、連携農家の売上げへの貢献が課題。

その後、2017年にはJAL(株)の特例子会社(株)「JALサンライト」が、2018年には(株)パーソルホールディングス(2017年にテンプホールディングスから社名変更)の特例子会社「パーソルサンクス」(株)が、それぞれ農作業受託を開始。この他4社が農作業受託を行っている(うち3社が2010年以降の開始)。



3. 特例子会社(株)「キューピーあい」(親会社 キューピー(株)、東京都町田市:露地野菜)

「キューピーあい」の概要

名称	キューピーあい
設立	2003年6月
特例子会社認定	2003年12月
事業所の所在地等	東京都町田市
資本金	3,000万円
事業内容	ユニフォームレンタル業務、ホームページ制作・更新業務、ダイレクトメール、サンプル等の封入および発送業務、チラシ、ポスター、パネル等のデザイン、印刷および名刺印刷、館内物流、電子文書化および機密文書廃棄業務、マッサージなどのリラクゼーション業務、食堂・喫茶・売店の運営、清掃、 農業 、一般事務受託業務 等 ※ 農業は2013年より開始
人員	118(6)
障害者	66(2)
身体	17(0)
知的	34(2)
精神	15(0)

資料: 実態調査による(2017年12月現在)。

注: ()内は、農業チームの数字である。

◆ キューピーでは、法定雇用率を大きく上回る障害者雇用を実現しているが、さらに、障害者の働く場を増やし雇用を拡大するため、特例子会社「キューピーあい」らしい「新たな職域づくり」として2013年に**営農を開始**(特例子会社による意志決定)。

◆ 所在地の町田市が実施している「**農業研修**」事業を受講することで、同市の**農地あっせん事業**で52aの借り受けが可能に(その後、69aに拡大)。これを受けて、**農業チーム**を編成し**露地野菜作**を開始。



白菜の定植の様子(上)
圃場全景(下)



地場野菜コーナーで売られている
キューピーあいで生産された野菜

写真:キューピーあい提供

- ◆ ほうれん草、キャベツ、白菜などの露地野菜70品目(常に20～30品目)を生産し、近隣の食品スーパーの地場野菜コーナーでの販売やグループ従業員に向けた定期販売を実施。
- ◆ 規模拡大のため2016年には認定新規就農者として認定。2017年に17aの農地を町田市から追加で借り受け。
- ◆ 同社では、農業参入に当たっては、農地の確保と栽培技術習得の難しさ、初期投資がかかるという点を課題として挙げているが、反面、障害特性と作業のマッチングのしやすさ、障害者の心身への好影響を期待。

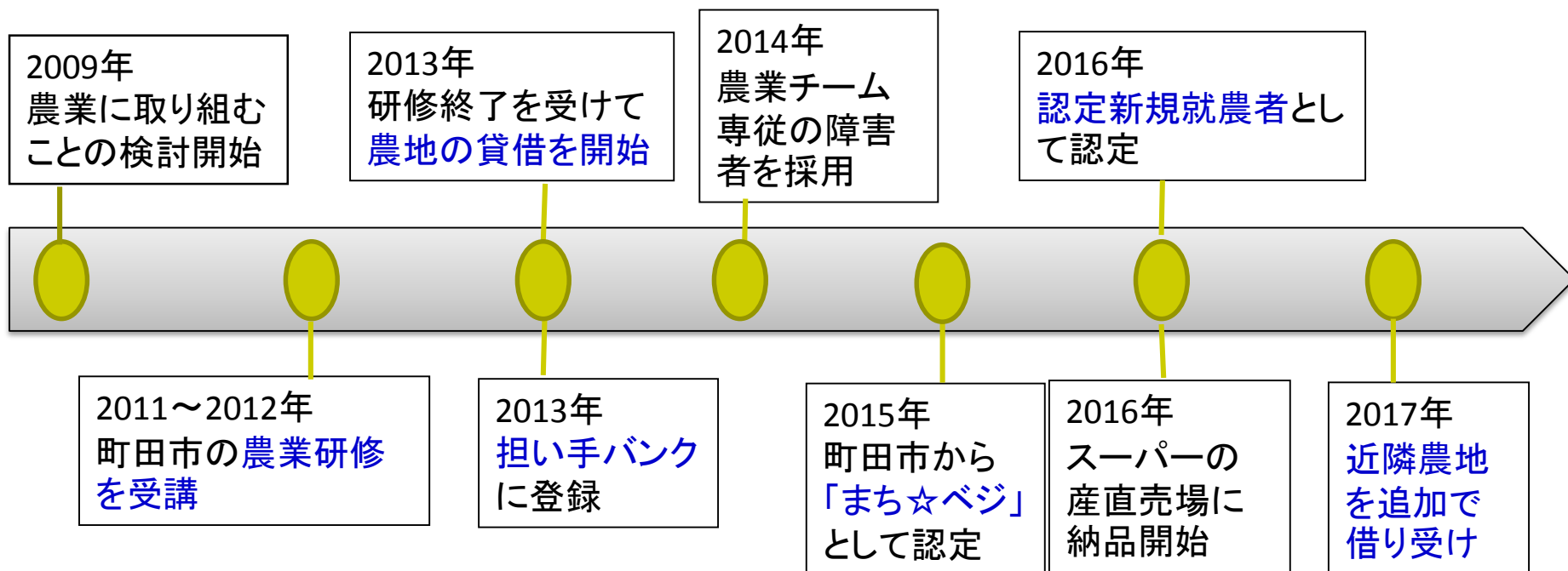




特例子会社キューピーあいの農業関係部門

所在地	職員数	農業生産部門	農業関連部門	就労支援サービス等の実施状況	就労者の主たる障害の種類
東京都町田市	従業員6人 〔うち障害者2人〕	露地野菜 0.7ha	野菜の直売	特例子会社	知的障害者2人

特例子会社キューピーあいの農業部門への取組経緯



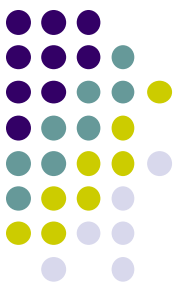
前述のように、農業に進出してきている特例子会社40社のうち21社（52%）が農業以外の事業が中心。うち6社が露地野菜に取り組んでいる（40社中9社）。

4. 就労継続支援A型事業所(株)「九神ファーム めむろ」(親会社(株)クック・チャム、北海道芽室 町:露地野菜、農産物加工)



(株)九神ファームめむろの加工施設と農場(3ha)

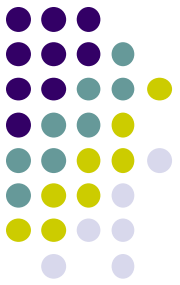
(株)九神ファームめむろのホームページから



- ◆ 北海道芽室町(2011年時点で、知的・精神障害者231名のうち、福祉的就労者が33名、企業就労者0人)からの委託を受け、(株)エフピコの特例子会社エフピコダックス(株)がアレンジする形で、(株)クック・チャム等の出資を得て、(株)「九神ファームめむろ」を2012年12月に設立(翌年2月に就労継続支援A型事業所の認定)。
- ◆ 2013年4月から3haの畑地を借地し営農を開始。同年6月から、レストラン跡を借りて加工事業を開始(障害者:開設時9人→2018年23人)。
- ◆ 馬鈴薯、カボチャを生産し(2013年度合計79tの収穫量)、加工施設で1次加工して、クック・チャムに販売。クック・チャムではこれらを使用して惣菜を生産。
- ◆ クック・チャムが必要とする馬鈴薯の不足分は、JAめむろが供給する支援体制(このほか、機械、生産資材の確保の面でも支援)。
- ◆ 農業生産技術については、高齢でリタイアした農業者3人がサポーターとして雇用され、他の職員(設立時3人)や利用者(障害者)を指導。



農業だけでなく、農産物の1次加工まで行うことで、周年の作業を確保し、利用者の平均工賃10万円／月以上(2013年度以降)を実現。また、2018年現在、利用者7人が一般就労へ(うち4人はスタッフへの異動)。



- ・ 馬鈴薯の収穫風景(左上)
- ・ 利用者による収穫風景(右上、写真提供: (株)九神ファームめむろ)

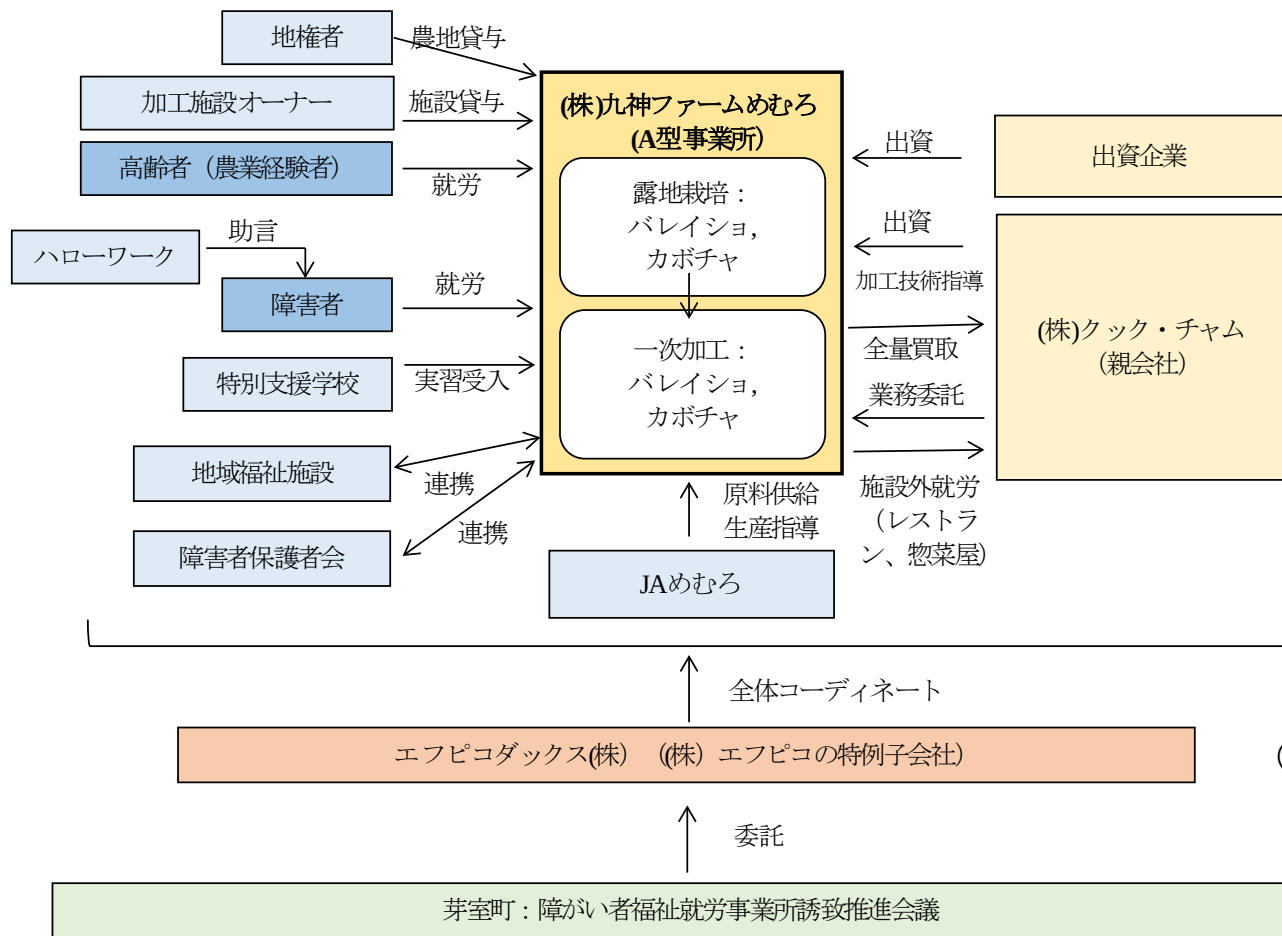


- ・ 九神ファームめむろの加工施設で1次加工された馬鈴薯(左下)



写真: 農林水産政策研究所撮影

写真提供: (株)クック・チャム

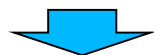


利用者とサポーターの皆さん
(写真提供: (株)九神ファームめむろ)

図 株式会社九神ファームめむろにおける主体間関係

資料: 聞き取り調査及び各地方公共団体等の資料より農林水産政策研究所が作成。

2011年: 一般就労 0人、A型事業所 0人 B型事業所 33人 計33人



2018年: 一般就労 7人、A型事業所 19人、B型事業所 33人 計59人

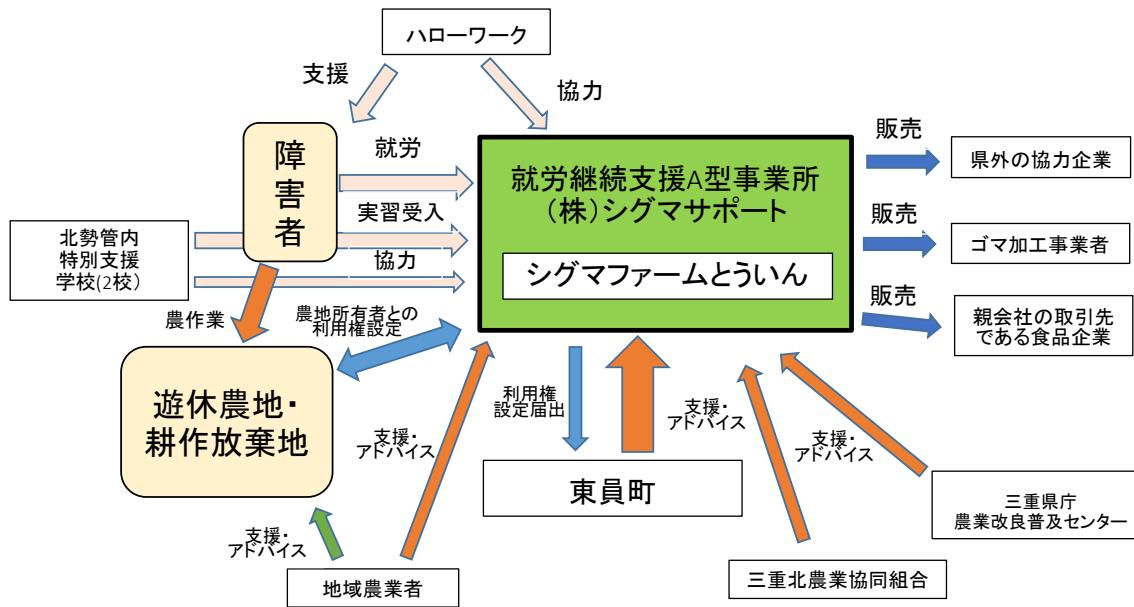
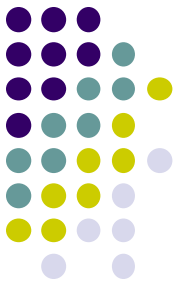


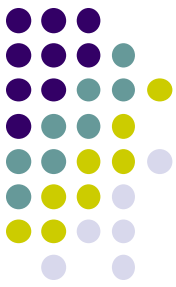
図 シグマファームとういん, シグマサポートにおける主体関係

資料:シグマファームとういん作成資料を基に, 農林水産政策研究所にて作成.



(写真:シグマファームとういんホームページから)

三重県東員町、長野県飯山市、同県中野市でも、北海道芽室町での「九神ファームめむろ」設立と同様の手法によって、人材派遣を手がけるシグマグループが「シグマファームとういん」を2015年4月に、チェーンストア98店舗を展開する(株)フジが「フジすまいるファーム飯山」を2016年9月に、チェーンストア55店舗を展開するアルビス(株)が「アルビスファーム信州なかの」を2017年3月に、それぞれ設立。



5. (株)いずみエコロジーファーム、就労継続支援 A型事業所ハートランドいずみ(大阪いずみ市 民生協、大阪府和泉市:野菜作(施設、露地))

表 「ハートランドいずみ」と「ハートコープいずみ」の違いについて

事業所名	ハートランドいずみ	ハートコープいずみ
事業所名の位置付け	(株)いずみエコロジーファームの事業所名	会社名
グループ内での事業所の位置付け、目的	障害者福祉事業所(作業所)。社会福祉目的。障害者自立支援法に基づく「報酬」あり。	一般事業会社。営利目的。障害者雇用促進法に基づく「特例」あり。
障害者の就労の位置付け	一般事業会社への就労が困難な障害者を採用し、一般事業者への就労を支援する。早く転職できることを会社も社員も望んでいる。	会社の業務に就労できる人材を採用し、定年まで長く勤めてもらうことを会社も社員も望んでいる。
健常者と障害者の関係	健常者は障害者の能力開発を行うのが役割であり、健常者と障害者は働く目的が異なり区別されている。	健常者と障害者が差別なく一緒に働く「ノーマライゼーション」の実践を目指している。

資料：大阪いずみ市民生活協同組合作成資料より抜粋。

- ◆ 大阪いずみ市民生協では、2010年にはリサイクル事業を行う特例子会社(株)ハートコープいずみを設立。同年に農業を行う(株)いずみエコロジーファームも設立。その2年後に、同ファーム内に、障害者を雇用するためのA型事業所・ハートランドいずみを設立。



写真:ビニールハウス遠景



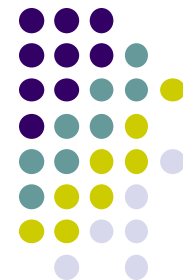
写真:ビニールハウスでの耕起作業



写真:軽石栽培の風景



写真:生産されたベビーリーフ



- ◆ (株)いずみエコロジーファームは、**農業生産法人**であり、かつ**認定農業者**。従業員は全員で27人となっており、そのうち22人が**障害者**。
- ◆ 障害者の業務は**農業生産と農産物の加工調整作業**(まだ、加工所が主たる事業所で、圃場が従たる事業所としての位置付け)。
- ◆ **経営面積は4.1ha**で、圃場内に44棟のハウスがあり、ハウス内面積は合計で1.1ha。
→ **A型事業所での障害者の就労を一時的なもの**として位置付け。最終的には**一般企業への就労**(いずみ生協グループや協力会社への就労)を**目指している**。



左上3枚の写真は、農林水産政策研究所
が撮影。

右下3枚の写真は、コープファームおかやま
Face Bookページから。



このほか、生協ひろしま、生協おかやま、エフコープ生協(福岡)、ならコープといった生協も、農業分野で就労継続支援A型事業所を設立(それぞれ2010年、2013年、2015年、2015年)。



IV おわりに



1. 企業の障害者雇用を巡る環境の変化

- 農地法の改正後9年が経過し、農家の高齢化等もあって、企業が農地を借りやすい状況に。
- 企業内の業務をアウトソーシングすることで、特例子会社で障害者が行う作業を確保してきたが、合理化、電子化等の進展で、アウトソーシングできる業務が減少。
- 法定雇用率が上昇（2018年4月に2.0%→2.2%。今後も上昇の見込み）する中で、都市部では、仕事をする能力が高い障害者の確保競争が激化。
- 2017年4月に、少なくない就労継続支援A型事業所で不適切な支援が行われていたことを受けて制度が改正された※。

※ 生産活動に関する事業の収入から、事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を、利用者に支払う賃金の総額以上にすることが法令上明確化された。

2. 農業分野に進出してくる特例子会社、企業出資の障害者福祉施設が増加している理由



- 前ページのような情勢の中で、農業分野で障害者の働く場を拡大しようとする企業が増加。その理由としては、
- ① 農村地域で、仕事ができる能力があるのに就労できていない障害者を掘り起こせる可能性があること
 - ② 企業の農業参入には否定的な地域もある中で、障害者の雇用の場を農業で作ることには公的な支援が期待できること
 - ③ 特例子会社が行う新たな職域として自社の業務のアウトソーシングの限界もあって、農業分野に対する評価が相対的に高まってきていると考えられること
 - ④ 特例子会社や就労継続支援A型事業所が農業で成立することを示す成功事例のノウハウが蓄積され、それが横展開しつつあること
- 等が考えられる。

3. 特例子会社、企業出資の障害者福祉施設で異なる農業分野への進出目的



- 特例子会社と企業出資の障害者福祉施設では、親会社の規模・業種、行っている農業の経営部門に違いがみられ、農業参入の目的でも違いがあることがうかがわれた。
 - ① 特例子会社では、大企業が多いこともあって、食品関連の企業が自社製品の原材料確保や、自社の店舗で販売するために農業を行っている例はみられない。本社とは異業種の農業で、法定雇用率の充足、CSR活動として、障害者の雇用を確保しようとしているところが多い。地域貢献に資する援農に熱心な企業も増えつつある。
 - ② 企業出資の障害者福祉施設でも同様の目的で農業を行っている企業もあるが（法定雇用率算入の特例を受ける企業もある）、中堅規模の食品関連企業が、自社製品の原材料確保や、自社の店舗で販売するために農業を行っている例も多い（17社中9社）。また、障害者の一般就労への送り出しに熱心な企業も多い。

4. 農業分野に進出している特例子会社、企業出資の障害者福祉施設の今後の課題



- 農業分野に進出している特例子会社で、経常収支黒字を実現している会社は少ない（調査対象6社中1社）。
 - 国の障害者納付金制度と似たような仕組みを企業グループ内で実践して特例子会社の収支改善を行っている企業グループも少なくないが、特例子会社の持続性を考えれば、経常収支の黒字実現はクリアしたい一つのハードル。
- 農業分野に進出している企業出資の障害者福祉施設で、経常収支黒字を実現している会社は少なくない（調査対象12社中5社）。
 - 障害福祉サービスの対価として報酬※が支払われる点は、経常収支の黒字化に寄与するが、他方で制度改正を受けて利用者の工賃を生産活動から生み出す必要があるため、生産活動での赤字が許されなくなったという厳しさも。

※ 訓練等給付費

5. 今後の研究課題



- 今回の報告では、特例子会社による農業参入、企業出資の障害者福祉施設による農業参入を比較分析したが、一般的な企業による農業参入との比較は今後の課題。一般的な農業参入より、特例子会社や企業出資の障害者福祉施設を立ち上げて参入した方がいいケースがあるのか、ないのか明らかにしていく必要がある。
- 法定雇用率の対象が、従業員45.5人以上雇用にまで下がってきていることから、農家が設立した農業法人でも対象となる法人が出てきており、既に障害者雇用に取り組みだした農業法人が出てきている（宮城県、茨城県等）。今後、これらの農業法人の動向についても実態を把握し、課題や必要な対応を明らかにしていく必要がある。

<農福連携チームメンバー一覧>



吉田 行郷（企画広報室長 兼 首席政策研究調整官）

小柴有理江（主任研究官）

飯田 恭子（研究員）

藤田 義紀（政策研究調査官）

出田 安利（次長）

植村 悌明（企画科長）

宮嶋 望（共働学舎新得農場代表：客員研究員）

香月 敏孝（愛媛大学特命教授：客員研究員）

濱田 健司（JA共済総合研究所主任研究員：客員研究員）

宮田喜代志（（株）熊本地域協働システム研究所代表取締役
：客員研究員）

(補足資料1)障害者の種類



(1)身体障害者:436万人(平成30年の厚生労働省資料から)

身体機能の一部に不自由があり、日常生活に制約がある状態(肢体不自由のほか、視覚障害、聴覚障害等も含む)。

(2)知的障害者:108万人(同上)

日常生活で読み書き計算などを行う際の知的行動に支障がある状態(知能指数が基準以下の時に認定)。

(3)精神障害者:392万人(同上)

脳および心の機能や器質の障害によって起きる精神疾患によって、日常生活に制約がある状態。

(4)発達障害者:不明(PDDは全人口の1~2%、ADHDは学童期の児童の3~7%、学習障害は全人口の2~10%)

先天的な脳の機能障害。自閉症スペクトラム障害(アスペルガー症候群等も含み、広汎性発達障害(PDD)とほぼ同じ群を指す)、注意欠如・多動性障害(ADHD)、学習障害等があり、1人で複数の障害を持っていたり、個人差も大きく、一言では説明不可。

(補足資料2) 就労している障害者数等



(1) 障害者総数: 約937万人(前頁(1)～(3)のみ)

① 従業員5人以上規模の事業所による雇用者(企業就労)
: 約50万人(平成29年6月1日)

② 障害福祉サービスを受けている者(福祉就労)
: 約32万人(平成29年10月)

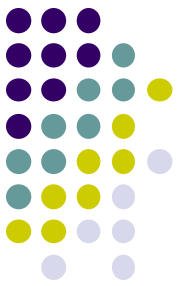
③ 18歳～64歳の在宅者: 約361万人ー約82万人(上記①、②)(平成29年)※ 精神障害のみ20歳～64歳の数値

④ 残り約576万人(18歳未満、65歳以上で働いていない人、入所施設、入院、入監(※)等)

※ 新規受刑者の約3割が知的障害者(「障害者の経済学」(中島隆信著・東洋経済新聞社刊から)

(2) 生活保護受給者: 約215万人(平成28年12月)

(補足資料3) 就労系障害者福祉サービスの枠組み



障害者が福祉施設等の利用者として農業に就労する場合、以下のような就労系障害福祉サービスの枠組みの中で携わることとなる

表 障害者総合支援法における就労系障害福祉サービスの種類と概要

就労系サービス	就労継続支援B型事業 (非雇用型)	就労継続支援A型事業 (雇用型)	就労移行支援事業	(参考)一般雇用
概要	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う	事業所や特例子会社における雇用、在宅勤務等
利用期間	制限無し	制限無し	通常2年間	—
最低賃金の支払い	—	○	—	○
障害福祉サービス費等の報酬	○	○	○	—

出所: 厚生労働省ウェブサイト (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/service/naiyou.html>) を参照して作成



(補足資料4) 障害者雇用納付金制度

(1) 障害者雇用納付金の徴収

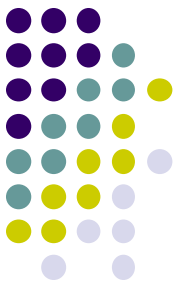
常時雇用している労働者数が100人を超える障害者雇用率(2.2%)未達成の事業主は、法定雇用障害者数に不足する障害者数に応じて1人につき月額50,000円の障害者雇用納付金を納付しなければならない。

(2) 障害者雇用調整金の支給

常時雇用している労働者数が100人を超える事業主で障害者雇用率(2.2%)を超えて障害者を雇用している場合は、その超えて雇用している障害者数に応じて1人につき月額27,000円の障害者雇用調整金が支給される。

(3) 報奨金の支給

常時雇用している労働者数が100人以下の事業主で、各月の雇用障害者数の年度間合計数が一定数(各月の常時雇用している労働者数の4%の年度間合計数又は72人のいずれか多い数)を超えて障害者を雇用している場合は、その一定数を超えて雇用している障害者の人数に21,000円を乗じて得た額の報奨金が支給される。



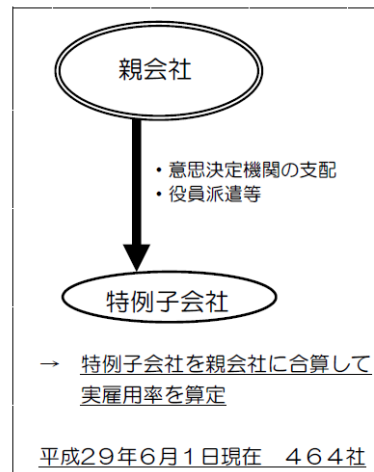
(補足資料5) 特例子会社制度の概要

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保(法定雇用率＝2.2%)は個々の事業主(企業)ごとに義務づけられている。

一方、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしている。

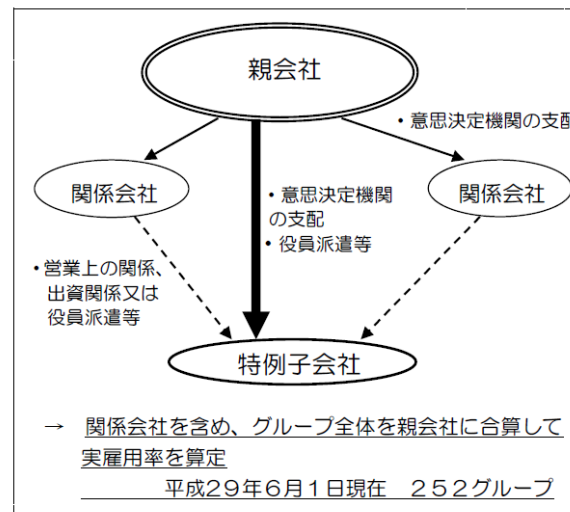
また、特例子会社を持つ親会社については、関係する子会社も含め、企業グループによる実雇用率算定を可能としている。

〔特例子会社制度〕



〔グループ適用〕

(平成 14 年 10 月から施行)



(補足資料6) 障害者雇用率における企業グループ算定特例の概要



一定の要件を満たす場合に複数の事業主で実雇用率を通算することができる制度として、従来の特例子会社制度及び企業グループ適用(関係会社特例)に加え、平成21年4月から、企業グループ算定特例(関係子会社特例)が創設された。

この企業グループ算定特例は、一定の要件を満たす企業グループとして厚生労働大臣の認定を受けたものについては、特例子会社がない場合であっても、企業グループ全体で実雇用率の通算が可能となるものである。

○ 企業グループ算定特例認定の要件

(1) 親会社の要件

- ① 親会社が、当該子会社の意思決定機関(株主総会等)を支配していること。(具体的には、子会社の議決権の過半数を有すること等)
- ② 親会社が障害者雇用推進者を選任していること。

(2) 関係子会社の要件

- ① 各子会社の規模に応じて、それぞれ常用労働者数に1.2%を乗じた数(小数点以下は切捨て)以上の障害者を雇用していること(中小企業については別途規定)。

始めよう！農福連携！
進めよう！農福連携！

